

「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」について

1. 設置目的

社会保障審議会介護給付費分科会からの「福祉用具貸与の価格については、同一用具に係る価格差などその実態について調査・研究を行うとともに、これを踏まえ、早急に報酬の在り方について見直しを行い、適正化を図ること」との答申を踏まえ、福祉用具の報酬の在り方等について、今後社会保障審議会介護給付費分科会において審議を行うための論点の整理及び技術的な事項の検討等を行うことを目的とする。

2. メンバー等

- (1) 別添のとおり。
- (2) 老健局振興課が庶務を実施する。

3. 検討事項

- (1) 福祉用具の報酬の在り方に関する事項
- (2) 福祉用具における保険給付の在り方に関する事項

4. 検討状況

平成19年9月3日に第1回を開催。

5. その他

- (1) 座長は、討議の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができる。
- (2) 必要に応じ、検討会の下に部会を設けることができる。
- (3) 検討会は、原則として公開とする。

福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会 メンバー表

(12名)

氏 名	所 属 ・ 役 職
池田 茂	社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長
池田 省三	龍谷大学 教授
石川 良一	全国市長会 介護保険対策特別委員会 委員長 (東京都稲城市長)
伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
木村 憲司	日本福祉用具・生活支援用具協会 会長
木村 隆次	日本介護支援専門員協会 会長
久留 善武	社団法人 シルバーサービス振興会 企画部長
◎ 田中 滋	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 教授
対馬 忠明	健康保険組合連合会 専務理事
東畠 弘子	ジャーナリスト
村尾 俊明	財団法人 テクノエイド協会 常務理事
山内 繁	早稲田大学 人間科学学術院 特任教授

(敬称略・50音順)

◎：座長

介護保険における福祉用具（概要）

1 介護保険における福祉用具

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるための用具

2 介護保険における福祉用具のサービス

	福祉用具貸与	福祉用具購入
事業概要	福祉用具を指定事業者から貸与	入浴や排せつ等に用いる福祉用具（特定福祉用具）の購入（償還払い）。 （H 18'より指定制導入）
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具の部分を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ） ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分
支給限度基準額	要支援、要介護度別の支給限度基準額の範囲内において、他のサービスと組み合わせ	10万円 ※要支援、要介護区分にかかわらず定額 ※同一支給限度額管理期間内（4/1～3/31の1年間）は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種目につき1回のみ支給
給付割合	サービス利用料の9割	購入費の9割
給付額	現に要した費用（実勢価格）	現に要した費用（実勢価格）

福祉用具貸与における見直しについて

I ガイドラインの策定

要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付されている事例が見受けられたため、ガイドラインを発出し、適正な利用を推進。

II 平成18年4月の福祉用具貸与サービス等の見直し

福祉用具の適正利用の徹底のため、軽度者（要支援者、要介護1）に対する福祉用具の貸与については、その状態像からは利用が想定しにくい種目について、例外となる者を除き保険給付の対象としないこととした。

○原則として保険給付の対象外
(利用が想定しにくい種目)

- ①車いす (付属品含む)
- ②特殊寝台 (付属品含む)
- ③床ずれ防止用具
- ④体位変換器
- ⑤認知症老人徘徊感知機器
- ⑥移動用リフト

○原則として保険給付の対象

- ①手すり
- ②スロープ
- ③歩行器
- ④歩行補助つえ

※例外となる者の範囲については別に告示で規定。

特殊寝台の場合 → 日常的に寝返りが困難な者
日常的に起きあがり困難な者

「寝返り」、「起きあがり」などの判断については、要介護認定データを活用して客観的に判定。

III 平成19年4月の福祉用具貸与サービス(例外給付)の運用の一部見直し

見直し後、日常的に福祉用具を必要とする状態であるにも関わらず、対象とならない一部の事例が見られた。

そのため、一定の「条件」に該当し、全ての「手続」を満たせば、「例外給付」の対象とする見直しを行った。

1…条件

①頻繁に状態が変動する場合

(例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)

②急速な状態の悪化が確実に見込まれる場合

(例：がん末期の急速な状態悪化)

③身体への重大な危険回避等の医学的な判断がある場合

(例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

2…手続

①…医師の判断

②…適切なケアマネジメント

③…市町村の確認